

1. 件名「福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（4号炉の高経年化技術評価等）に関する事業者ヒアリング②」

2. 日時：平成28年11月2日 13時15分～16時30分

3. 場所：原子力規制庁 8階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

安全規制管理官（PWR担当）付

中野審査官、立元審査官

安全技術管理官（システム安全担当）付

大高上席調査官、池田主任調査官、中野主任調査官、小嶋主任調査官、坂本主任調査官、中村主任調査官、佐藤技術参与

東京電力ホールディングス（株） 原子力設備管理部 副長 16名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングスから、福島第二原子力発電所4号炉の高経年化技術評価等に係る福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請のうち、高経年化技術評価（低サイクル疲労、中性子照射脆化、照射誘起型応力腐食割れ、電気・計装品の絶縁低下、コンクリートの強度低下及び遮断能力低下、その他の経年劣化事象、共通）に関する説明がなされた。これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘し、引き続き内容を確認することとした。

○低サイクル疲労に関して、

・ステンレス鋼クラッドにより接液しないことを理由に環境疲労評価を行っていない部位について、当該ステンレス鋼クラッドの健全性の確認の方法

○中性子照射脆化に関して、

・容器内面で照射量が $1.0 \times 10^{21} \text{n/m}^2$ をこえる範囲及び炉心領域を示した図

○照射誘起型応力腐食割れに関して、

・現時点における上部格子板の健全性及び冷温停止中における照射誘起型応力腐食割れの発生又は進展の可能性の評価内容並びに冷温停止期間中の点検計画

○電気・計装品の絶縁低下に関して、

・「原子炉格納容器内に設置されている残留熱除去系停止時冷却ライン内側隔離弁用駆動部については、震災時の通常運転時と異なる環境（温度・圧力）により、絶縁特性低下の進展傾向に影響を及ぼす可能性がある。」とあるが、通常運転時と異なる環境（温度・圧力・湿分）の具体的内容

- コンクリートの強度低下及び遮断能力低下に関して、
- ・鉄骨構造物の目視点検結果及び補修計画、補修実績

を提示すること。

(2) 東京電力ホールディングスより、本日の指摘等について、了解した旨、回答があった。

6. その他

東京電力ホールディングス資料：

- ・東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所4号炉高経年化技術評価質問事項への回答